

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程(平成17年磐田市選挙管理委員会規程第2号)
の一部を次のように改正する。

第38条中「委員会の執務時間中」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

様式第4号中「○」を削り、

「 木製 縦30センチメートル、横15センチメートル 地色 白色 文字 赤色」を
「 縦30センチメートル、横15センチメートル 地色 白色 文字 赤色 」に
改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第 1 2 号(第 1 8 条関係)

旗 標	候補者	号	第	第	市	選	会
	氏 名	年 月 日 執行					
	何	選挙					

縦 9 0 センチメートル 横 3 5 センチメートル 地色 白色 文字 黒字

様式第13号中「○」を削り、

「 布製 縦10センチメートル 横40センチメートル 地色 白色 文字 赤字」を
「 縦10センチメートル 横40センチメートル 地色 白色 文字 赤字 」に
改める。

様式第14号中「○」を削り、

「 布製 縦10センチメートル 横40センチメートル 地色 白色 文字 黒字」を
「 縦10センチメートル 横40センチメートル 地色 白色 文字 黒字 」に
改める。

様式第23号中

「 木製 縦30センチメートル、横15センチメートル 地色 白色 文字 赤色」を
「 縦30センチメートル、横15センチメートル 地色 白色 文字 赤色 」に
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、令和8年11月2日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の様式第4号、様式第12号から様式第14号まで及び様式第23号の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。